



八 監 第 1 9 5 号

令 和 4 年 8 月 1 9 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金に係る財政援助団体監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

(財政的援助)

社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金

(1) 対象団体 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会（以下「身体障害者福祉会」という。）

(2) 所管部局 健康福祉部障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）

3 監査の範囲

令和3年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

5 監査の期間

令和4年4月22日から同年8月17日まで

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で財政援助の目的に沿って支出されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、八千代市（以

下「市」という。)は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 障害者支援課

(1) 指摘事項

ア 事業変更承認申請書の市長への承認について

事業変更承認申請書の市長への承認について、社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書が市長へ提出されおらず、市長の承認を受けていなかった。

今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。

(2) 要望事項

ア 補助対象事業及び補助対象経費について

補助対象事業及び補助対象経費については、補助金交付要綱及び社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金に係る事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）において、その内容が示されている。

しかしながら、補助金交付要綱及び事務取扱要領の双方間において、補助対象事業及び補助対象経費の整合性が取れていなかった。

このことから、補助対象事業及び補助対象経費について、補助金交付要綱及び事務取扱要領間での整合性を図り、明確にされたい。

2 身体障害者福祉会

(1) 指摘事項

ア 事業変更承認申請書の市長への提出について

事業変更承認申請書の市長への提出について、補助金交付要綱第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書を市長へ提出していなかった。

今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。